

景 観 照 明 製 造 請 負
公募型プロポーザル募集要領

令和 7 年 6 月
香取市建設水道部都市整備課

1 製造請負の概要

(1) 目的

市は平成 6 年に佐原市佐原地区歴史的景観条例を制定し、以来歴史的建造物及び環境物件の保存や、その他の工作物の整備等により、歴史的風致の向上に努めてきた。近年、これらのうち公道上に配した照明器具に関し、経年劣化の進行が顕著になったことや、民間の街灯設置状況等に変化が生じていることから、照明器具の更新を図り、町並み全体として調和のとれた景観を創出したい。このことについて、歴史的風致に調和した意匠性と維持管理の容易さを確保できる景観照明とすることを目的とする。

(2) 製造請負名

景観照明製造請負（以下「本請負」という。）

(3) 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

(4) 請負内容

「景観照明製造請負仕様書」のとおりとする。

(5) 請負規模

製造請負代金は、100,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

(6) 履行期間

履行期間は、契約締結の日の翌日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

(7) 発注者・事務局

発注者 千葉県香取市

事務局 香取市建設水道部都市整備課

担当：篠塚・皆川・保科

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地

電話番号 0478-50-1214（直通）

電子メール toshi3@city.katori.lg.jp

2 プロポーザルへの参加資格

本請負のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。

(2) 国税（法人税・消費税）、都道府県税（事業税・都道府県民税）及び市町村税を滞納

していないこと。

- (3) 香取市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本請負の履行に支障がない法人であること。
- (5) 令和2年度以降（過去5年間）に公共機関が発注した工事等に対する屋外照明の納入実績があること。
- (6) 仕様書で定める製造請負について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び発注者の指示に柔軟に対応できること。

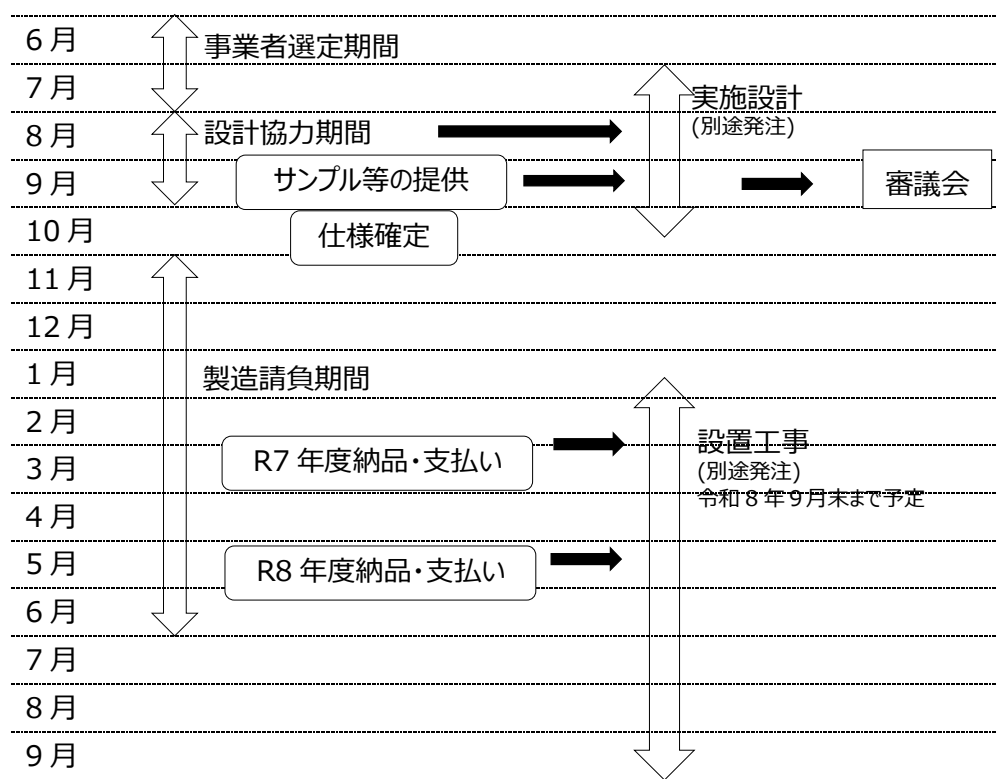
3 スケジュール

(1) 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
募集開始	令和7年6月2日（月）
質問受付期間	6月2日（月）～6月16日（月）
質問への回答期限	6月23日（月）
提案書類の提出期限	6月27日（金）
プレゼンテーション	7月17日（木）
審査結果の通知（公表）	7月22日（火）以降
契約協議	7月下旬から10月下旬
契約書締結	11月上旬

※ スケジュールは、都合により変更する場合がある。変更は随時市のホームページに掲載する。

(2) 全体事業スケジュール



※ スケジュールは、都合により変更する場合がある。

4 本件に関する質問及び回答の方法等

本件に関し、質問がある場合は、以下により行うものとする。

ただし、質問は、本プロポーザルの提案書の作成、提出に必要な事項に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 提出様式

質問書（様式1）による。

(2) 提出場所

本要領1の(7)に定める事務局に電子メールで提出すること。

※事務局に対し、受信の確認をすること。

(3) 提出期限

令和7年6月16日（月）午後5時

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和7年6月23日（月）までに質問者名を伏せて香取市ホームページにて公表する。

5 提案書の提出

提案書の提出は、以下のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時まで
（郵送の場合は同日、消印有効）

(2) 提出場所

本要領1の（7）に定める事務局へ提出すること。

(3) 提出部数

10部（正本1部のみ押印。残りの9部は複写可）

(4) 提出方法

持参（土・日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

(5) 提出書類

① 参加表明書（様式2）

参加資格を確認できる以下の書類を添付すること。

(ア) 印鑑証明書（提出期限日前3箇月以内に発行されたもの）

(イ) 登記事項証明書（商業・法人登記）（提出期限日前3箇月以内に発行されたもの）

(ウ) 納税証明書

本社の直近年度で、令和7年4月30日以降に発行され、以下の税に未納がないことが確認できるもの

- ・国税（法人税・消費税）
- ・都道府県税（事業税・都道府県民税）
- ・市町村税

② 会社概要（様式自由、ただしA4版とする。）

会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況を必ず記載すること。

③ 会社の実績調書（様式3）

令和2年度以降（過去5年間）に公共機関が発注した工事等に対する屋外照明の納入実績を合わせて5件の範囲内で記載すること。

④ 企画提案書

(ア) 仕様書に基づく提案

仕様書「4 請負内容（2）照明器具の製作および納品」を満たす内容の照明器具について提案すること。提案する照明器具について以下の項目に従って詳細を記述すること。

1. 意匠に関する説明（様式4-1）

照明器具の意匠について、立面図や立体形状のわかるイメージ図等を用いて表現すること。立面図には適宜寸法を記載する。

2. 材質および耐腐食性について（様式4-2）

様式中の表に照明器具の各仕様を記載すること。また、材質および耐腐食性について、耐久性へ寄与(塗装やメッキ等を含む)する事項を記載すること。

3. 部品供給体制の継続年数と無償保証期間に関する説明（様式 4-3）

照明器具を構成する全ての部材に関する供給体制の継続年数(生産終了からの年数)のうち最短のものについて記載すること。また、照明器具の無償保証期間及び保証条件について記載すること。

4. 価格提案内訳書（金額は税込みとする。様式 4-4）

照明器具にかかる費用を提示すること。提案書に表記されている内容を実現するために必要な材料や作業を想定すること。なお、費用算出に当たっては、次の「追加または代替の提案」にて提案された費用は含めないこととする。

(イ) 代替または追加の提案

1. 意匠に関して、仕様の代替または追加が可能な場合にはその内容及び単価を記載すること(例.別意匠の灯具・支柱、装飾部材(佐原の大祭のモチーフ、町内名表示など)、グローブパネル変更など)。なお、複数の提案を可とする。（様式4-5）

2. 照度について、照度調整機能を付加する提案が可能な場合はその内容及び単価を記載すること。なお、方式の異なる複数の提案（例.調光器、バルブ交換など）を可とする。（様式4-6）

3. 色温度について、色温度調整機能を付加する提案が可能な場合はその内容及び単価を記載すること。なお、方式の異なる複数の提案（例.調色器、バルブ交換など）を可とする。（様式4-7）

4. 耐久性に資する仕様について、代替または追加の提案（例.材質、表面処理など）がある場合はその内容及び単価を記載すること。なお、複数の提案を可とする。（様式4-8）

6 選定審査

選定審査は、香取市景観照明製造請負者選定審査会(以下「審査会」)において、提出された書類に基づき、以下のとおり審査を行うものとする。

なお、本プロポーザルへの参加事業者が1社のみであっても審査を行うものとする。

(1) 審査方法

審査は、参加事業者のプレゼンテーションにより実施する。

① 実施日時

令和7年7月17日（木） ※時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。

② 説明時間等

プレゼンテーションは1社ずつ行い、説明15分、質疑応答10分の計25分程度とする。

③ プレゼンテーションの内容

提出のあった「5 提案書の提出（5）提出書類 ④企画提案書」に基づくものとし、資料の追加配布や提案書にない追加提案は認めない。

④ 説明者

説明者は、3人以内とする。

⑤ その他

説明時は、プロジェクターの使用を可とし、その場合は、P C、データ及び接続ケーブル等を持参すること。なお、スクリーン、プロジェクター（EPSON EH-TW410を予定）は事務局で用意する。

※説明者が用意するプロジェクターを使用する事も可とする。

7 評価項目等

本審査の評価は、以下による。

(1) 提案書等の評価項目及び割合

評価項目	評価事項	評価割合
(ア) 仕様書に基づく提案	1.意匠について	15/100
	2.材質および耐腐食性について	5/100
	3.1 部品供給体制の継続年数	5/100
	3.2 照明器具の無償保証期間と保証条件	15/100
	4.価格提案内訳書	30/100
(イ) 追加・代替の提案	1.意匠への追加提案	15/100
	2.照度調整機能を付加する提案	5/100
	3.色温度調整機能を付加する提案	5/100
	4.耐久性への追加提案	5/100

※評価項目は、段階的に評価する。

※(ア)-4.価格提案内訳書において、提案価格が1 製造請負の概要（5）請負規模に示す金額を上回る場合は失格とする。

8 請負予定者の選定

審査会において、評価を行い、各審査員の評価点を合計とした点数（以下「総評価点」という）とし、最高総評価点を獲得した応募者を請負予定者として選定する。

なお、最高総評価点を獲得した応募者が複数となった場合は、項目ごとに比較し、「(ア)-1.意匠

について「(ア)-4.価格提案内訳書」の順で、高い者を選定する。ただし、審査による総評価点が、全体の6割を満たさない場合は、候補者の選定を行わない。

9 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果については、電子メールまたは郵送で通知するとともに、請負予定者を香取市ホームページで公表する。
- (2) 審査内容及び審査結果に係る問い合わせには応じない。
- (3) 審査結果に関し異議を申し立てることはできないものとする。

10 契約協議及び契約

上記8により選定された請負予定者と請負内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を締結するものとする。(プロポーザルによって提案された仕様は、協議により変更となる場合がある。)

なお、協議が整わない場合、香取市は審査において、評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

11 その他

- (1) 提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を応募者の負担とする。
- (2) 応募者より提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された提案書は公表する場合があります。
- (4) 参加表明書及び提案書等の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ること。
- (5) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ① 虚偽の内容を記載した場合
 - ② プレゼンテーションに出席しなかった者
 - ③ 複数の参加表明書及び提案書を提出した者
 - ④ その他、審査会が不適当と認める場合